神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会設置要綱

参 考 資 料

（設置目的）

第１条　県内の視覚障がい者の社会参加促進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する視聴覚者情報提供施設として、県が設置する神奈川県ライトセンター（以下「ライトセンター」という。）が実施する事業のあり方に関して、視覚障がい当事者やライトセンターの利用者、有識者等の意見を聴取し、その結果をライトセンターの実施する事業に反映させるため、「神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次の事項について、専門的・多面的見地から検討するものとする。

(1) ライトセンターが実施する事業のあり方に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

（設置期限）

第３条　検討会の設置期限は、令和５年３月末日までとする。

（構成員）

第４条　検討会は、６名をもって構成する。

２　検討会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから選任する。

　(1)　学識経験（視覚障がい者に関する専門知識）のある者

(2)　当事者団体の代表者

(3)　当事者支援事業者の代表者

(4)　視覚障がい者を対象とした支援施設の代表者

(5) 教育関係者（視覚障がい教育）

(6)　視覚障がい者を対象としたボランティア団体の代表者

３　構成員の任期は、検討会の設置期限と同様とする。

（座長）

第５条　検討会に座長１人を置く。

２　座長は、構成員の互選により選任する。

３　座長は、会議の議事を整理し、検討会における意見を取りまとめる。

４　座長が不在の時は、構成員のうちからあらかじめ座長が指名する者が代行する。

５　座長の任期は、構成員としての任期と同じとする。

（検討会の開催等）

第６条　検討会は、障害福祉課長が必要に応じて開催する。

２　障害福祉課長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

（会議の公開）

第７条　検討会は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。



（庶務）

第８条　検討会の庶務は、障害福祉課及び神奈川県ライトセンターにおいて処理する。

（秘密の保持）

第９条　構成員及びこれらの会議に出席した者等検討会の関係者は、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月15日から施行する。